

令和 7 年 9 月 2 日
障 害 福 祉 部
障 害 保 健 福 祉 課

障害児補装具相談事業の試行実施について

1 主旨

18歳未満の障害児の補装具（下肢装具、車いす等）相談・作製には、専門医の診断や意見書が必要であり、現在、本人および保護者は板橋区や大田区等に所在する専門医療機関へ出向いている状況にある。区外の遠方まで複数回出かける負担が大きいことから、これまで、都立光明学園のPTA等から世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という）で実施している「（18歳以上の）補装具相談事業」を障害児にも拡大して欲しいとの要望が区に寄せられていた。

このことを踏まえて、この間、区と保健センターでは、既実施機関における事業内容や実施方法の把握や専門医との学習会等を開催しながら、令和8年度からの相談事業の実施に向けた検討を重ねて来たところであり、この10月から試行実施を行うこととしたので報告する。

2 これまでの検討経過

（1）調査研究・事業検討

令和6年11月以降、保健センターにて児童補装具の専門医との学習会の開催や、都立北療育医療センター城南分園（大田区）への専門職の事業視察を行うとともに、令和8年度の実施に向けて事業内容の検討に取り組んできた。

（2）ニーズ調査・把握

保健センターでは、令和6年12月に都立光明学園PTA役員との意見交換会を実施し、令和7年5月に同校PTA会員（世田谷区会員113名）へのアンケート調査を実施した（調査では回答した73人中71人が保健センターでの補装具相談の実施を希望）。

（3）外郭団体将来ビジョンへの位置づけ

保健センターにおける年次別計画の進捗状況や内容の具体化、新たな課題への対応などの計画の見直しを図り、令和6年度末の外郭団体将来ビジョン修正計画の中で、令和8年度からの「児童補装具相談の実施」を位置付けた。

3 令和7年10月からの試行実施の内容

（1）対象者

18歳未満の身体障害者手帳所持者

（2）試行場所

世田谷区保健センター専門相談課内

（3）従事職種

医師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師ほか

（4）対象品目

下肢装具、車椅子、歩行器、姿勢保持装置、インソール（足底板）

(5) 試行内容

- ・専門医による相談（月1回・平日午後を予定）
- ・専門医の診断に基づくX線撮影
- ・補装具費の支給決定に必要な医師意見書の作成
- ・理学療法士や作業療法士による車椅子調整などの相談（随時）

(6) 試行手順

都立光明学園PTAの協力のもと、次のとおり段階的に試行実施する。

【第1ステップ】令和7年10月～

① 試行内容

X線撮影を必要としない児童を対象に、「予約受付」から「来所」「専門医相談」「意見書作成」「仮合わせ～本合わせ～完成」までの対応手順を確認する。

② 対応件数 5名程度

【第2ステップ】令和8年1月～

① 試行内容

X線撮影が必要な児童についての対応の流れを確認するとともに、X線撮影の補装具作製への活かし方などを試行する。

② 対応件数 2名程度

※状況により、第1ステップの試行対象者の作製を継続する。

4 試行実施に伴う必要経費

683千円

【内訳】専門医報償費	327千円
システム利用料	187千円
物品リース料	119千円
消耗品費等	50千円

5 令和8年度の事業開始に向けて

- (1) 「外郭団体将来ビジョン」で、令和8年度からの事業実施を位置づけていることから、本年10月からの試行実施とともに、令和8年4月からの実施に向け準備を進めていく。
- (2) 令和8年度は、令和6年度における障害児補装具の年間支給決定者数（約160名）の約4割にあたる年間70名程度の受入れを予定する。
- (3) 令和8年度の実施以降、発達の遅れなど身体障害者手帳を所持していない子どもに関する相談も想定されることから、心身の状況に応じて幅広く対応できるよう、対象者や品目等の拡大を検討する。

6 今後のスケジュール（予定）

令和7年10月～ 児童補装具相談事業の試行実施開始

令和8年 4月～ 児童補装具相談事業開始